

## はじめに

### Ⅰ 計画策定の趣旨

2006（平成18）年12月に教育基本法が制定後約60年を経て改正され、第17条第1項の規定により、国には教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、同条第2項において、地方公共団体には国の計画を参酌し、地域の実情に応じた計画を定める努力義務が課せられました。

国においては、2018（平成30）年6月に第3期教育振興基本計画が策定され、「自立」「協同」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念に加えて、生涯にわたる「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育施策の中心に据えることが示されました。

岡山県においては、2015（平成27）年8月策定の教育大綱へ『「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成』を掲げ、2021（令和3）年2月策定の第3次岡山県教育振興基本計画に「自立」「共生」「郷土岡山を大切に作る心」が育みたい資質能力として示されました。

本市では、2015（平成27）年4月策定のそうじゃ教育大綱へ『「総社を愛す子供」「心優しい子供」「礼儀正しい子供」の育成』を掲げ、2018（平成30）年3月策定の第2次総社市教育振興基本計画でこの大綱の具現化に取り組んでまいりました。そのための各施策は、教育に関し学識経験を有する外部委員からの意見をいただきながら毎年度検証し、執行状況の点検・評価と目標の達成状況・見直しを行いつつ実施し、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携して、社会全体で学び育む教育環境の整備・充実に努めました。

第2次総社市教育振興基本計画の最終年度である2022（令和4）年度現在、グローバル化の進展、自然災害の発生や感染症の流行等、教育を取り巻く社会情勢の変化は著しく、これらの地球規模の課題への対応が求められる一方で、地域社会や家族のあり方の変化や働き方等、身近な課題への対応も求められています。

2015（平成27）年9月に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念と、2021（令和3）年3月策定の第2次総社市総合計画に掲げる目指すまちづくりの在り方「あなたにとって一番やさしいまち そうじゃ」

を目指し、そうじゃ教育大綱に掲げる子供の育成のため、今後5年間に取り組む施策を定め、計画的に推進していくために、「第3次総社市教育振興基本計画（令和5年度～9年度）」を策定するものです。

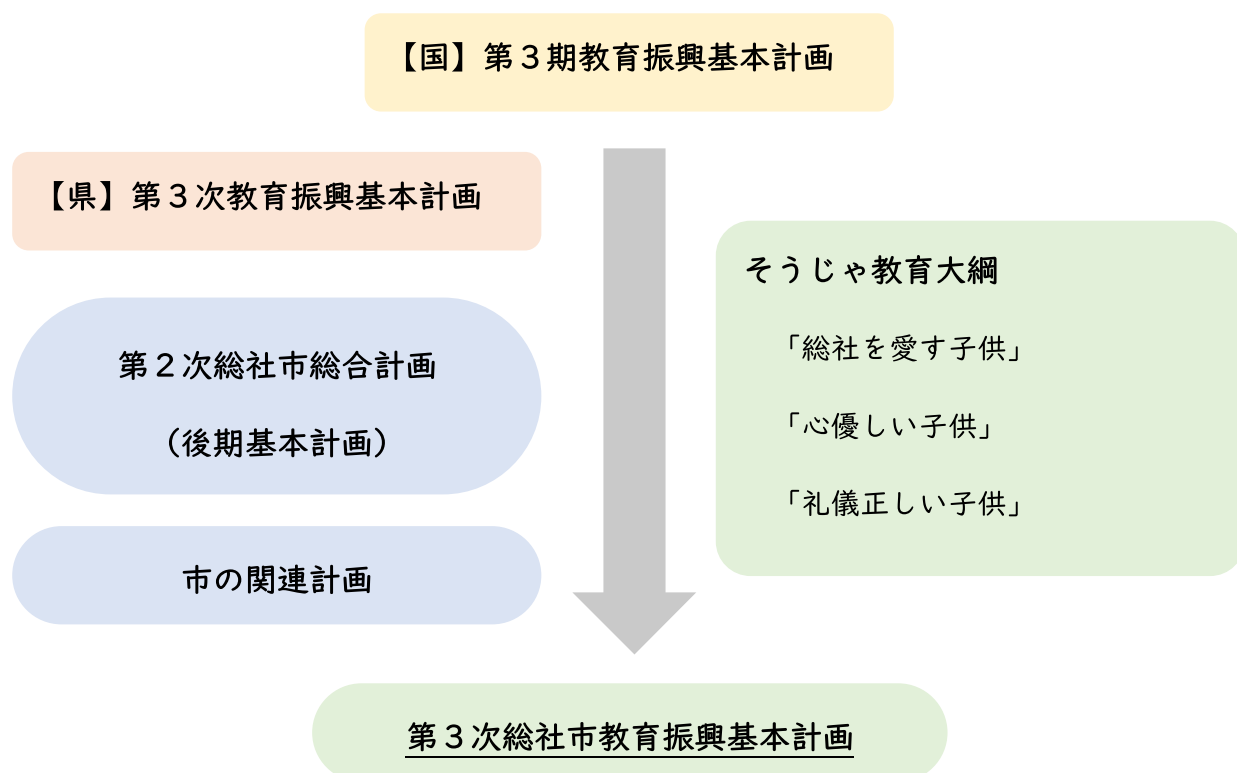
#### 教育基本法（抜粋）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興の施策に関する基本的な計画」であり、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌し、岡山県の「第3次教育振興基本計画」及び「第2次総社市総合計画」と連携した教育分野の計画で、「そうじゃ教育大綱」に基づく、総社市の教育の振興に関する計画として定めるものです。



## 3 計画の期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

## 4 対象分野

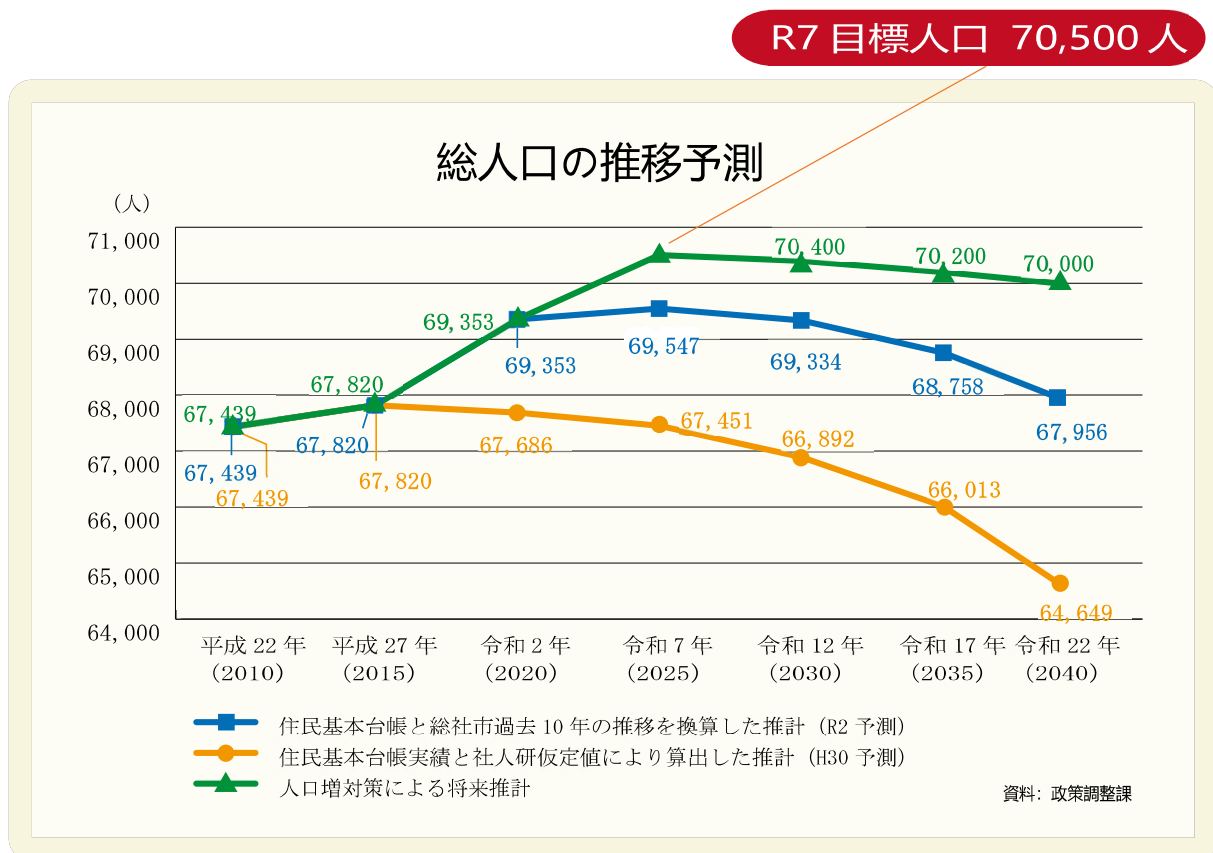
2020（令和2）年4月の機構改革により、スポーツ・文化部門が市長部局へ移管され、各部局において推進計画等を定め取組がなされていることから、本計画が対象とする分野は、教育委員会が所管し施策を実施している幼児教育、学校教育及び家庭・地域教育とします。ただし、教育委員会と協働して取り組む市長部局が所管する分野・施策は含みます。

## 5 総社市の教育を取り巻く状況の変化

### (1) 少子高齢化と地域コミュニティの活力低下

全国的に、14歳以下の年少人口が年々減少する一方で65歳以上の高齢者人口が増加しており、核家族化の進行と併せて人間関係の希薄化に拍車がかかり、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。

総社市の住民基本台帳における人口は、2021（令和3）年11月の69,904人をピークに横ばいの傾向にあります。「第2次総社市総合計画」において、令和7年度の目標人口を70,500人としており、世代や性別を問わず、全ての人が様々な分野でそれぞれの役割や能力を十分に発揮することが求められています。



## (2) 情報化社会の進展

I C T機器の普及等に伴う情報化社会の進展により、人工知能（A I）の活用など社会や生活が大きく変化する中、S N S等の利用により子どもたちがトラブルに巻き込まれる事例が増えています。G I G Aスクール構想により児童生徒1人に1台端末が整備され、学びのツールとして活用されており、プログラミングや情報モラル・情報セキュリティなど情報活用能力の育成を含めて、I C T機器を活用した教育の充実が求められています。

## (3) グローバル化の進展

情報通信分野や交通分野での技術革新により、人・情報・文化等は国や地域を越えて自由に行き来し、生活圏も広がると同時に、環境やエネルギー問題などの、地球規模の人類共通の課題が浮き彫りになっています。2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「誰一人取り残さない」という理念の下、「S D G s（持続可能な開発目標）」が掲げられ、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として他者と連携・協働し、課題の解決に取り組むことが求められています。

郷土への誇りや愛着を持つとともに、国際的な広い視野に立って、異文化を理解し多様な人々と共に生きるグローバルに活躍する人材の育成が求められています。

## (4) 学ぶ機会の均等な提供

経済的格差・文化・言語の違い等、どのような状況においても、全ての子どもたちに学ぶ機会が均等に提供される必要があり、それぞれの夢や目標に向かって力を発揮することができるよう、多様なニーズへの対応と個別の支援の充実が求められています。

## (5) 自然災害の発生や感染症の流行

地震や津波、集中豪雨や台風など、全国で様々な自然災害が発生しており、平成30年7月豪雨では、本市も大きな被害を受けました。最悪の事態を想定した

学校の防災管理とともに、子どもたちの防災に関する実践的な能力や態度を養う「防災教育」が求められています。また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症が大流行し緊急事態宣言が出されるなど、現在も日常生活に大きな影響を及ぼしています。子どもたちの学びを保障するため、感染症対策を講じ教育活動を継続する必要があります。

自然災害以外にも、事件や事故など様々な状況を想定し、教育活動を継続できる取組が求められています。

### (6) 教職員の働き方改革の推進

教職員の労働時間は増加傾向にあり、文部科学省の教員勤務実態調査（2016（平成28）年度）によると、小学校の教員の33.4％、中学校の教員の57.7％の時間外勤務が過労死ラインを超えており、部活動の指導や学校徴収金の事務、各種調査への回答等の授業以外の業務が一因となっています。教職員のモチベーションの向上や子どもと向き合う時間の確保ができるよう、学校における働き方を見直し、業務改善を進めることが求められています。



資料：国際連合広報センター

外務省

